

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年6月18日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 亀田三條岡ショッピングセンター  
所在地 新潟市江南区三條岡1丁目1番40号  
設置者 ムラキ不動産商会
- 2 変更した事項  
(1) 小売業を行う者  
(変更前) 物販店舗 業者未定  
(変更後) 名 称 株式会社 星光堂薬局  
住 所 新潟市西区小針1丁目17番23号  
代表者 代表取締役社長 近藤雄治
- 3 変更年月日  
平成18年7月27日
- 4 変更の理由  
出店者が未定であったものが確定した為
- 5 届出年月日  
平成22年6月11日
- 6 縦覧場所  
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課
- 7 縦覧期間  
平成22年6月18日から平成22年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係  
電 話 025 - 226 - 1633  
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp